

議案第 4 9 号

山都町福祉サービス手数料条例の一部改正について

山都町福祉サービス手数料条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

平成 2 9 年 6 月 8 日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

介護保険法の一部改正により、従来の特定高齢者事業が廃止されたため、山都町福祉サービス手数料条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町福祉サービス手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町福祉サービス手数料条例の一部を改正する条例

山都町福祉サービス手数料条例（平成 18 年山都町条例第 29 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

別表特定高齢者向けデイサービス事業手数料の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町福祉サービス手数料条例(平成18年山都町条例第29号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（手数料を徴収する福祉サービス） 第2条 町が手数料を徴収する福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 特定高齢者向けデイサービス事業</u> <u>(4)</u> (略) 第3条から第8条 略	（手数料を徴収する福祉サービス） 第2条 町が手数料を徴収する福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> (略) 第3条から第8条 略
附則 略	附則 略
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)
【別記1 参照】	【別記1 参照】

現行

名称	額
高齢者短期宿泊事業手数料	1泊につき1,000円
外出支援サービス事業手数料	自宅を起点に目的地まで30km未満の片道につき500円 30km以上の片道につき1,000円
特定高齢者向けデイサービス事業手数料	1回につき300円
緊急通報体制整備事業手数料(月額)	市町村民税課税世帯 500円
	市町村民税非課税世帯 250円
	生活保護法による被保護世帯 0円

改正後（案）

名称	額
高齢者短期宿泊事業手数料	1泊につき1,000円
外出支援サービス事業手数料	自宅を起点に目的地まで30km未満の片道につき500円 30km以上の片道につき1,000円
緊急通報体制整備事業手数料(月額)	市町村民税課税世帯 500円
	市町村民税非課税世帯 250円
	生活保護法による被保護世帯 0円